

5 陸経第 766 号
令和 6 年 1 月 19 日

新潟県農林水産部長 殿
富山県農林水産部長 殿
石川県農林水産部長 殿
福井県農林水産部長 殿

北陸農政局経営・事業支援部長

令和 6 年能登半島地震に伴う農業経営改善計画及び青年等就農計画
の認定の有効期間の延長の取扱いについて

このことについて、令和 6 年 1 月 18 日付け 5 経営第 2392 号をもって農林水産省経営局経営政策課長及び就農・女性課長から別添写しのとおり、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定の有効期間の延長の取扱いについて通知がありましたので、御了知の上、本内容を踏まえ、農業経営改善計画等の認定事務の適切な実施をお願いします。

5 陸経第 766 号
令和 6 年 1 月 19 日

災害救助法適用市町村担当 殿

北陸農政局経営・事業支援部長

令和 6 年能登半島地震に伴う農業経営改善計画及び青年等就農計画
の認定の有効期間の延長の取扱いについて

このことについて、令和 6 年 1 月 18 日付け 5 経営第 2392 号をもって農林水産省経営局経営政策課長及び就農・女性課長から別添写しのとおり、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定の有効期間の延長の取扱いについて通知がありましたので、御了知の上、本内容を踏まえ、農業経営改善計画等の認定事務の適切な実施をお願いします。

5 経営第2392号
令和6年1月18日

北陸農政局経営・事業支援部長 殿

経営局経営政策課長
就農・女性課長

令和6年能登半島地震に伴う農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定
の有効期間の延長の取扱いについて

令和6年能登半島地震の発生により各地で甚大な被害が生じ、地方公共団体における通常の事務運営等が困難となっている状況である。

このため、今般、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条第1項の規定を適用し、本地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された別紙の市町村における農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく認定の有効期間について、別添のとおり令和6年1月18日付けで告示を公布・施行したところである。

については、今般の措置の内容を御了知の上、貴職から新潟県、富山県、石川県、福井県及び別紙の市町村に対して、この旨を周知いただくようお願いする。

また、貴職におかれては、本内容を踏まえ、農業経営改善計画の認定事務を適切に行っていただくようお願いする。



官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

[告示]

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同項の措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項等を指定する件（農林水産一三三）

告示

○農林水産省告示第百三十三号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同項の措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項、地域を単位とした当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を次のように指定する。

令和六年一月十八日

農林水産大臣 坂本 哲志

特定権利利益の根拠となる法令の条項	対象者	延長後の満了日
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十七条第一項の規定に基づき許可であつて、同法第五十八条で準用する第四十六条の規定により、令和六年六月二十九日以前にその有効期間が満了するもの	令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第一百零八号）が適用された同法第二条に規定する漁業を営む者がその営む漁業に使用する船舶により行う当該漁業の操業を管理する事務所を有する者	令和六年六月三十日
肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第七号）第四十三条第三項若しくは第七号又は第三十三条の第二項の規定に基づき登録であつて、同法第十二条第一項（同法第三十三条を含む）の規定により、令和六年六月二十九日以前にその有効期間が満了するもの	令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第一百零八号）が適用された同法第二条に規定する農産物を有する者又は当該区域に国内管理人有する者又は当該区域に国内管理人有する者又は当該区域に国内管理人有する者又は当該区域に国内管理人有する者	令和六年六月三十日
農産物検査法（昭和二十六年法律第四十四号）第十七条第二項の規定に基づき登録であつて、令和六年六月二十九日以前にその有効期間が満了するもの	令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第一百零八号）が適用された同法第二条に規定する農産物を有する者又は当該区域に国内管理人有する者又は当該区域に国内管理人有する者又は当該区域に国内管理人有する者	令和六年六月三十日
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十一条第五項の規定に基づき認定であつて、同条第一項の規定により、令和六年六月二十九日以前にその有効期間が満了するもの	令和六年能登半島地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第一百零八号）が適用された同法第二条に規定する森林を有する者又は当該区域に国内管理人有する者又は当該区域に国内管理人有する者又は当該区域に国内管理人有する者	令和六年六月三十日

[illegible][illegible]

農業経営基盤強化促進法第十四条の四 農業経営基盤強化促進法施行規則第六十 五條の六の規定により、令和六年六月 二十九日以前にその有効期間が満了す るもの	遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 十六年三月三十一日法律第九号）第三 項の規定に基づき登録であつて、第一 項の規定に基き登録の有効期間が満 了するもの	三種苗法（平成十年法律第八十三号）第 三条第一項の規定に基づく登録であつ て、同法第四十六条第二項本文の規定によ り、令和六年六月二十九日以前にその有 効期間が満了したもの（日本国内 に出願した期滿した特許権に係るものに限 る。） 又は収獲物に係るものに限り、種苗内 出願した期滿した特許権に係るものに限り、種苗内	種苗法第三条第一項の規定に基づく登 録であつて、同法第四十五条第五項又 は第六条の規定により登録料の納付の期 限が満了するもの	農業の担い手に対する経営安定のため の交付金の交付に関する法律（平成八 年の八月七日農林水産省告示第二百 十八号）農林水産大臣が定める規 定による交付金の交付に関する規定に 基づき、令和六年六月二十九日以前に その申請の期限が満了するもの
令和六年能登半島地震に際し災害 救助法が適用された町村区域内に 規定する災害発生市町村から農 業経営基盤強化促進法の認定を受け ているもの（第四条の四の認定を受け ていないものを含む。）	令和六年能登半島地震に際し災害 救助法が適用された町村区域に 規定する災害発生市町村の区域に 住する者（法人があつては事務所） 又は営業所を有する者	令和六年能登半島地震に際し災害 救助法が適用された町村区域に 住する者（法人にあつては事務所） 又は営業所を有する者	令和六年能登半島地震に際し災害 救助法が適用された町村区域に 住する者（法人にあつては事務所） 又は営業所を有する者	令和六年能登半島地震に際し災害 救助法が適用された町村区域に 規定する災害発生市町村の区域に 住する者（法人にあつては事務所） 又は営業所を有する者

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所 千一〇五―八四四五
二番五号 東京港区虎ノ門二丁目
電話 03-3587-4294
価 本号 一月、六四一円
部 一四三円
全体 一三〇円

(別紙)

新潟県：13市1町

新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市及び三島郡出雲崎町

富山県：9市3町1村

富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町及び下新川郡朝日町

石川県：10市7町

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町

福井県：3市

福井市、あわら市及び坂井市